

# 堺ブランド管理規程

## (目的)

第1条 この規定は、堺の優れた製品・サービスや高い技術力を有し、かつ事業活動を通じて地域の発展に貢献する企業を「堺ブランド企業」として認証することにより、知名度や信用力を高め、市場競争力の向上を図るとともに、ひいては堺市全体の地域活性化に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規定における「堺ブランド企業」とは、「堺ブランド『堺技衆』企業認証評価基準」(以下「評価基準」という。)に適合し、会頭が認証した企業をいう。

## (推進会議)

第3条 第1条に定める目的を達成するため、堺ブランドの普及・企業認証の取得支援及び堺ブランドの確立に関する事項、評価基準及び企業認証を審議するため、堺ブランド推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

2 推進会議について必要な事項は別に定める。

## (申請者の要件)

第4条 堺ブランド企業の認証の申請をする者(以下「申請者」という。)は、以下のとおりとする。

- 2 堺商工会議所の会員で、堺市内に本社もしくは本社機能を有している企業。ものづくり企業は、主たる工場等を有する場合も対象とする。
- 3 上記2に該当する企業であっても、以下の業種を営む企業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業又はこれに類似する業種については除外するものとする。

- ① 金融、保険業
- ② 不動産業
- ③ 医療、福祉
- ④ 教育、学習支援業
- ⑤ 複合サービス事業
- ⑥ 公務
- ⑦ 学術研究機関
- ⑧ 娯楽業
- ⑨ 政治、経済・文化団体
- ⑩ 宗教
- ⑪ 廃棄物処理業
- ⑫ バー、キャバレー、ナイトクラブ
- ⑬ 酒場、ビヤホール
- ⑭ 法律事務所、特許事務所
- ⑮ 公証人役場、司法書士事務所
- ⑯ 公認会計士事務所、税理士事務所
- ⑰ 獣医業
- ⑱ 家事サービス業
- ⑲ 物品預り業
- ⑳ 火葬、墓地管理
- ㉑ 民営職業紹介所

- 22 興信所
- 23 社会保険労務士
- 23 経営コンサルタント業
- 24 翻訳業（著述家業を除く）
- 25 通訳業、通訳案内業
- 26 不動産鑑定業
- 27 行政書士事務所
- 28 その他の専門サービス業
- 29 特殊浴場
- 30 冠婚葬祭互助会
- 31 結婚相談業、結婚式場紹介場
- 32 労働者派遣業

（申請）

- 第5条 申請者は、定められた期間に申請書及び別に定める必要書類を提出しなければならない。
- 2 申請者は申請時に申請料を納入しなければならない。
  - 3 申請にかかる必要事項については、推進会議において別に定める。

（不誠実行為の禁止）

- 第6条 申請者は、認証の申請にあたって、事実と異なる内容を記入する等の不誠実行為を行ってはならない。

（企業調査）

- 第7条 推進会議は、申請者に対して、必要な場合は、委員の申請者企業の事業所等での現地調査を求めることができる。その場合に必要な費用は、申請者に負担を求めることができる。
- 2 推進会議は、申請者に対して、必要な場合は、審査に必要な資料の提出を求めることができる。その場合に必要な費用は、申請者に負担を求めることができる。

（認証の可否）

- 第8条 推進会議は、申請案件について認証の可否について会頭に報告する。
- 2 推進会議からの報告を受け、正副会頭会議において認証を決定し、認証状を交付する。
  - 3 認証を受けた企業は、定められた期間に登録料を納入しなければならない。

（認証後の申請内容の変更）

- 第9条 認証を受けたものは、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。

（認証期間）

- 第10条 認証期間は3年とし、堺商工会議所の議員改選年の4月1日から3年後の3月31日までとする。

（更新）

- 第11条 前条の規定により、認証期間が満了する場合においては、第5条（申請）の規定に基づき、手続きしなければならない。
- 万一、定められた期間までに手続きを行わなかった場合は、その効力は失効するものとする。

(ロゴマーク等の表示等)

第12条 認証を受けたものは、堺ブランド企業の認証を受けたことを表示することができるとともに、別に定めるロゴマーク使用基準マニュアルにしたがいながらロゴマークを使用することができる。

(責務)

第13条 認証を受けたものは、評価基準に常に適合するよう誠実に努めなければならない。また、ロゴマークのイメージを傷つけるような行為をしてはならない。

(認証の取消し)

第14条 推進会議は、認証者が以下の各号のいずれかに該当する場合、認証を取り消すことができる。

- ① 認証を受ける要件を欠くに至った場合。
- ② 虚偽の申請により認証を受けた場合。
- ③ 評価基準に適合しないと認められた場合。
- ④ 公序良俗に反する、あるいは反するおそれのあることが認められた場合。
- ⑤ 事業活動を休止あるいは廃業した場合。

2 推進会議は、認証の取消以外の懲戒として、訓告及び期間を定めてのブランド使用停止処分とする。

3 推進会議は、認証の取消等を行った場合は、その旨を当該者に通知しなければならない。

(評価基準の変更等)

第15条 推進会議は、必要と認めた場合、評価基準の変更・廃止、新評価基準の作成（以下「評価基準の変更等」という。）を行うことができる。

2 評価基準の変更等を行った場合は、速やかにこれを公表しなければならない。

3 評価基準の変更等に伴って、変更前に認証を受けた者が変更後の評価基準に適合しなくなった場合でも、認証期間満了までは、変更後の評価基準に適合しているものとみなす。

(損害に対する責任)

第16条 推進会議は、堺ブランド企業のあらゆる事業活動に関連して生じた損害等に対する責任は、その原因の如何に関係なくこれを負わない。

(公表)

第17条 推進会議は、堺ブランド企業に関する情報を、必要とする事態が生じた場合、必要とする範囲で公表することができる。

(事務)

第18条 堺ブランド企業の認証に関連する全ての事務処理は、堺商工会議所事務局において行うものとする。

(その他)

第19条 この規定に定める事項以外に必要な事項は別に定める。

## 附 則

### 1. 実施の時期

この規程は平成18年1月1日から実施する。

### 2. 実施の時期

改正後の第6条第3号の規定は、平成18年10月4日から施行する。

### 3. 実施の時期

改正後の第20条の規定は、平成19年2月22日から施行する。

### 4. 実施の時期

改正後の第1条（目的）・第2条（定義）第3条（推進会議）・第4条（申請者の要件）・第5条（申請）・第6条（不誠実行為の禁止）・第7条（企業調査）・第8条（認証の可否）・第9条（認証後の申請内容の変更）・第10条（認証期間）・第11条（更新）・第12条（ロゴマーク等の表示等）・第13条（責務）・第14条（認証の取消し）・第15条（評価基準の変更等）・第16条（損害に対する責任）・第17条（公表）・第18条（事務）・第19条（その他）は、平成27年4月1日から実施する。

### 5. 実施の時期

改正後の第4条第2号の規定は、令和5年4月1日から施行する。